

16監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年5月13日

福岡市監査委員	津	田	隆	士
同	上	野	忠	之
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[監査結果に対する措置通知文]

総人第1560号
平成16年1月22日

福岡市監査委員	津	田	隆	士	様
同	上	野	忠	之	様
同	高	橋	宏	和	様
同	上	野		寛	様

福岡市長 山崎 広太郎

定期監査結果に関する措置について（通知）

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理の監査について、監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

平成15年6月26日報告分(福岡市公報平成15年6月26日第5082号(別冊)公表分)
・・・・・・・・・・41件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

1 保健福祉局

指摘事項

(1) 委託契約の設計積算の見直しについて検討を求めるもの

委託契約に係る設計金額の積算については、委託する業務の内容や量に応じたものでなければならないが、平成13年度「患者消毒・感染症患者及び精神障害者等移送業務委託」の設計金額の積算において、次のような事例が認められた。設計の積算方法について、見直しの検討をされたい。

イ 人件費及び物件費の積算において、計上する根拠や、積算額の根拠について、不明確な項目があった。

(保健予防課)

【講じた措置】

平成15年度契約より、下記の事項について見直しを行った。

[人件費] 計上することが適当でないと思われる団体保険，社内レク等の事項を積算から削除した。

[物件費] 計上することが適当でないと思われる事務所賃借料，駐車場賃借料，光熱水費（電気料，ガス料，水道料）等の事項を積算から削除した。
また，電話使用料，携帯電話料，車検料について，積算の見直しを行った。

指摘事項

(2) 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

委託により業務を行う場合には、契約書等により業務の内容を具体的に指示し、その業務内容に変更が生じた場合には、変更の手続を行わなければならない。しかしながら、平成13年度「地域における子ども育成環境づくりのための業務支援委託」の成果品について、契約の変更手続を行わないまま納品させていたため、契約書等で指示した内容と相違する点が、次のとおり認められた。

今後、契約内容に変更が生じた場合には、経済性を十分に考慮し、関係規則等に基づき適正に変更手続を行うよう注意されたい。

ア 報告書については、簡易製本により納品としていたが、製本されないまま納品されていた。また、契約書等で具体的に指示していない電子データが別途納品されていた。

イ 完了検査前に事例集CD版を納品させていた。

ウ 事例ダイジェスト集冊子版は、90ページを見込んで設計されていたが、成果品は37ページであった。また、簡易製本により納品としていたが、製本されないまま納品されていた。

エ 事業の手引きについては、業務の成果内容について、市と委託先との区分を明確に指示していなかったため、原稿の一部が不備のまま提出されていた。

(子ども育成課)

【講じた措置】

契約内容に変更が生じた場合は、経済性を念頭におき、かつ福岡市契約事務規則に則った事務手続を行うよう研修を行い、周知徹底を図った。

指摘事項

(3) 公有財産の管理事務について注意を求めるもの

公有財産の管理事務については、福岡市公有財産規則等に基づき取り扱わなければならないが、次のような事例が認められた。今後、十分に注意されたい。

ア 年間を継続して使用許可している行政財産の使用料については、福岡市公有財産規則に基づき、納期限を定め納付させなければならないが、売店等の平成14年

度使用料及び付加使用料（電気・水道使用料）について、納期限を定めた納付書が発送されず、使用料等が納入されていなかった。

（松濤園）

イ 本市が設置する宿舍に入居する者から徴収する宿舍料については、福岡市宿舍規則に基づき当該宿舍の延べ面積により算定しなければならないが、こども病院・感染症センターの医師宿舍の宿舍料については、昭和56年の借り上げ当初から、当該宿舍の延べ面積よりも狭い面積で算定されていた決定に基づき、宿舍料を徴収していた。

（こども病院・感染症センター）

【講じた措置】

ア 年間を継続して使用許可している行政財産の使用料については、監査後、ただちに使用料を納入させた。今後は、福岡市公有財産規則等に基づき、納期限を定めた納付書を発行するよう所属職員を指導し、周知徹底を図った。

イ こども病院・感染症センターの医師宿舍の宿舍料については、平成15年4月の宿舍料から、当該宿舍の正しい延べ面積で算定した宿舍料に改め、徴収している。

2 農林水産局

指摘事項

(1) 公有財産の管理に当たり注意を求めるもの

公有財産の管理については、福岡市公有財産規則のほか、関係法令等に適合するよう適正に行わなければならない。しかしながら、太郎丸排水機場の地下タンク貯蔵所について、消防法に基づく査察の結果として3件の指摘を受け、この内2件については改善がなされていたが、掲示板の記載文字が不鮮明なため取り替えを行うよう指摘を受けていた事項については、長期間にわたり改善されないままとなっていた。

今後、公有財産の管理に当たっては、関係法令に則り適正に行うよう注意されたい。

（農業土木課（現農地計画課））

【講じた措置】

記載文字の不鮮明な掲示板については、取り替えを行った。

また、関係法令のより一層の理解と遵守による公有財産管理の適正実施のため、所属職員に対して研修を行った。

指摘事項

(2) 運転手当の支給に当たり適正な事務処理を求めるもの

運転手当の支給に当たっては、特殊勤務実績簿を作成し、かつ、保管しなければならないとされている。しかしながら、平成13年度及び同14年度の運転手当の支給事務において、特殊勤務実績簿が作成されていなかった。

今後、福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則等に則り、適正な事務処理をされたい。

（市場課，鮮魚市場）

【講じた措置】

運転手当の支給については、自動車運行表を基に運転実績を調査し、遺漏していた期間の特殊勤務実績簿を作成した。

また、庶務事務全般における手順書の作成、既存のマニュアル（手引き等）の整理を行うとともに庶務担当係員間で研修を行った。

3 区役所

（共通）

指摘事項

(1) 道路占用料等の徴収事務について適切な事務処理を求めるもの

道路占用料を納期限までに完納しない者がある場合は、20日以内に督促状を発しなけばならず、また、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ延滞金を徴収することとされている。しかしながら、平成13年度の道路占用許可に係る道路占用料等の徴収事務において、延滞金の徴収に係る手続きがなされていないものがあった。

今後、道路占用料等の徴収事務に当たっては、福岡市道路占用料徴収条例等に基づき適切な事務処理を行うよう注意されたい。

(東区、博多区、中央区、城南区、早良区及び西区の各維持管理課)

【講じた措置】

道路占用料等の徴収事務にあたっては、福岡市道路占用料徴収条例に基づき、延滞金の徴収を行うよう課内会議等で周知徹底を図った。

(博多区役所)

指摘事項

(1) 負担金交付先団体に対し適切な指導等を求めるもの

市が交付した負担金については、交付先団体において、適正に事務が行われるよう調査確認し、指導を行う必要がある。しかしながら、平成13年度及び同14年度「博多区健康づくり推進事業負担金」交付先団体の支出事務において、支出命令書(支出伺)に内訳等の記載欄がないため購入内容等が不明確となっているもの、負担金の交付を受けているにもかかわらず立替払いを行っているものなどが見受けられた。

今後、負担金交付先団体において適正な会計経理事務がなされるよう、適切な指導等を行われたい。

(健康課)

【講じた措置】

支出命令書(支出伺)については、交付先団体に対し口頭により指導を行い、購入内容等を記載する欄を設けた様式に改めさせた。また、交付先団体における支出事務については立替払いを行わず、その都度支出するなど適正に行うよう交付先団体に対し口頭により指導を行った。

(南区役所)

指摘事項

(1) 物品購入契約の業者選定について注意を求めるもの

物品購入契約の業者選定に当たっては、福岡市指名基準等により、原則として物品購入の競争入札有資格者名簿(登録業者名簿)に登載された者の中から選定することとされている。しかしながら、平成13年度及び同14年度の物品購入の契約事務において、登録業者名簿に登載されていない業者を選定し、契約の相手方としているものがあった。

今後、物品購入契約の業者選定に当たっては、福岡市指名基準等に基づき、適切な事務処理をされるよう十分注意されたい。

(振興課)

【講じた措置】

今後、契約にあたっては、契約の相手方の業者登録を十分確認し発注するなど、適切な事務執行を行うよう所属職員を口頭により指導した。

指摘事項

(2) 委託契約事務について適正を期すべきもの

随意契約を行うときは、契約の性質または目的等により契約の相手方が特定される場合を除き、2以上の者から見積書を徴しななければならない。しかしながら、平

成13年度「南市民センターサインデザイン及び製作委託」において、他に受託可能な者があるにもかかわらず、契約の相手方を特定し、随意契約を行っていた。

今後、委託契約の見積書を徴するときは、相手方が特定される場合を除き、2以上の者から見積書を徴するよう十分注意されたい。

(南市民センター)

【講じた措置】

随意契約を行うときは、福岡市契約事務規則に基づき、2以上の者から見積書を徴するよう、所属職員に対し口頭により指導した。

(城南区役所)

指摘事項

(1) 自動車借上料の支出について適正な事務処理を求めるもの

タクシー乗車券に料金を記入するときは、高速道路の通行料等を加算してはならず、また、自動車借上料の支出に当たっては、福岡市会計規則の定めるところにより、所定の事項を調査しなければならないとされている。しかしながら、平成13年度において、タクシー乗車券に都市高速道路等の通行料金が含まれたものがあったが、当該乗車券について金額等の確認がなされないまま、新たな乗車券にて料金を調整のうえ支払がなされていた。

自動車借上料の支出に当たっては、福岡市会計規則等に基づき適正な事務処理をされるとともに、今後、タクシー借上車の使用に当たっては、福岡市庁用自動車管理規則等に則り適正に行われるよう、十分注意されたい。

(健康課)

【講じた措置】

自動車借上料の支出に当たっては、今後、福岡市会計規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、タクシー借上車の使用に当たっては、福岡市庁用自動車管理規則等に則り適正に行うよう所属職員に対し口頭により指導を行った。

(早良区役所)

指摘事項

(1) 土地の評価事務について適正な事務処理を求めるもの

正面と裏面に路線がある画地(二方路線地)の場合には、裏路線の影響があることから二方路線影響加算率により補正する必要があるが、裏路線が行止りの私道の場合には、補正の対象とはならない。しかしながら、二方路線地として、二方路線影響加算率による補正を行っているものがあった。

土地の評価に当たっては、地方税法等に基づき適正な事務処理をされたい。

(固定資産税課)

【講じた措置】

当該路線については私道の行き止まり街路であるため、税務事務取扱要領に基づき二方路線影響加算率による補正を除いた評価に変更した。

指摘事項

(3) 委託契約事務について適正な事務処理等を求めるもの

委託契約事務に当たっては、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うとともに、契約書、仕様書等により、相手方に対してその業務内容が十分に示されていることが必要である。また、委託により得られた結果については、有効に活用するとともに是正を要する場合は措置する必要がある。しかしながら、平成13年度及び同14年度の「自転車駐車場消防設備等点検業務委託」の契約事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約事務に当たっては、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うとともに、委託により得られる成果を有効に活用されるよう十分注意されたい。

ア 平成12年度から同14年度までの同委託業務で得られた結果報告書に、煙感知器の不良が指摘されているにもかかわらず、実査日現在まで、災害等を未然に防止するための改修等の検討がなされておらず、結果報告書の不良箇所の指摘事項が放置されていた。

イ 平成14年度と同委託業務について、契約の手続きを行わずに当該委託業務を履行させていた。

ウ 平成13年度と同委託業務について、業者から提出された報告書の点検した機器等の数が、設計書及び仕様書の点検実施対象の数と相違していた。

(生活環境課)

【講じた措置】

ア 不良の煙感知器については、取り替え工事を行い是正した。

イ 委託業務の契約については、早急に契約の手続きを行い是正した。また、今後は委託契約事務にあたっては関係法令等に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員を口頭により指導した。

ウ 点検実施対象の数の違いについては、現場確認し正しく是正した。

(西区役所)

指摘事項

(1) 市税の滞納整理事務について適正な事務処理を求めるもの

地方税法によると、相続があった場合には、被相続人に課されるべき地方団体の徴収金は、その相続人等が納税義務を承継することとなっている。しかしながら、平成8年3月に死亡している納税義務者に対する滞納整理事務において、納税の告知前に納税義務者が死亡していたが、納税義務の相続人への承継手続きがなされていなかったため、滞納処分ができず、消滅時効が進行し、不納欠損となっているものがあつた。

納税義務者が賦課期日後に死亡した場合についての滞納整理事務に当たっては、課税担当課との連携を図るとともに、関係法令及び税務事務処理要領に則り適正な事務処理をされたい。

(納税課)

【講じた措置】

賦課期日後の死亡者については、納税課と課税担当課で連携により、以下の処理方法で取り扱うよう改め、これに基づき実施している。

納税通知書到達前に納税者の死亡を確認した場合には、納税課は遅滞なく課税担当課に連絡し、賦課取消後、あらためて納税通知書を送付し、その後の滞納処分を進める。

納税通知書到達後に納税者の死亡を確認した場合には、相続人を調査の上、納税課において納税義務の承継手続きをとり、その後の滞納処分を進める。

指摘事項

(2) 償却資産の評価について適正な事務処理を求めるもの

固定資産課税台帳については、毎年一定期間、関係者の縦覧に供しなければならず、当該縦覧に供した日以後において、固定資産の価格等の登録がなされていないこと等を発見した場合には、資産の取得年次に応じて遡って価格等の決定又は修正等を行うこととなっている。しかしながら、平成14年度に初めて償却資産の申告がなされたものにおいて、平成12年2月に取得した償却資産が含まれていたが、平成13年度分についての価格等の決定が行われていなかった。

償却資産の評価に当たっては、地方税法等に基づき適正な事務処理をされたい。

(固定資産税課)

【講じた措置】

平成14年度の償却資産の申告に含まれていた平成12年2月に取得した償却資産に

については、地方税法に基づき平成13年度の価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録を行った。

(工事監査)

1 保健福祉局

指摘事項

(1) 設計積算について注意を求めるもの

ア 平成13年度「玄界島保育園移転改築工事」

(契約金額9,345万円)

「建築工事積算基準・同解説」によると、見積もりを徴集する場合は原則として3社以上とすることとなっているが、金属製建具の単価を見積り価格の差が大きいかかわらず2社での見積単価で設計計上していた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

(保育所整備課 建築局施設建設課関連)

【講じた措置】

見積もりの徴集については3社以上から徴集を行うよう、所属職員に対し口頭により指導を行い、周知徹底を図った。

指摘事項

イ 平成14年度「心身障害福祉センター耐震改修工事」

(契約金額9,481万5,000円)

金属製建具工事におけるステンレス製建具の単価を誤って計上していた。

今後は、十分注意し適正な設計積算を図られたい。

(障害施設課 建築局施設建設課関連)

【講じた措置】

今後同様の事態にならないよう、見積比較表の作成における仕様の統一を図るとともに、所属職員に対し、適正な設計積算を行うよう口頭により指導を行った。

2 博多区役所

指摘事項

(1) 設計積算について注意を求めるもの

ア 平成13年度「街なみ環境整備事業 御供所線道路改良工事」

(契約金額1億8,918万4,800円)

電線地中化工に伴う土工において、掘削後の基面整正が計上されていたが、掘削には人力掘削労務費が含まれていることから、基面整正費の計上は必要なかった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

電線地中化工に伴う掘削後の基面整正については、「土木工事設計標準歩掛」を遵守して設計を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。

指摘事項

イ 平成13年度「博多区保健福祉センター出入口歩道整備工事」

(契約金額577万5,000円)

タイル舗装の積算において、敷モルタル材料費は平板ブロック設置工に含まれているにもかかわらずモルタル練工として計上していた。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(総務課 維持管理課関連)

【講じた措置】

タイル舗装の積算を行う場合は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守して設計を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。

指摘事項

(2) 契約事務について注意を求めるもの

ア 平成12年度「半道橋1丁目地内歩道設置工事」

(契約金額1,676万9,550円)

施工中の工事内容に重要な変更が生じた場合、その都度設計変更による契約変更の手続きが必要であるが、本件工事において、契約金額の2割を超えた重要な変更が生じていたにもかかわらず、速やかな契約変更の処理手続きがなされていなかった。

今後は、基準を遵守し、適正な事務処理を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

金額の多少にかかわらず、設計変更が生じた場合は、速やかに変更協議及び通知を行い、契約金額の2割を超える重要な変更が生じた場合は、遅滞なく設計変更の手続きをするよう所属職員に対し指導を行い、周知徹底を図った。

指摘事項

イ 平成12年度「麦野1556号線 側溝工事」

(契約金額6,334万5,450円)

設計変更において、仮舗装を追加しているが、契約書類に数量算出調書及び舗装範囲を明示した図面の添付がなかった。

今後は、十分注意し適正な設計変更を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

設計変更時に、変更図書として必要な図面、数量調書等の添付もれがないよう所属職員に対し指導を行い、周知徹底を図った。

3 中央区役所

指摘事項

(1) 設計積算について注意を求めるもの

ア 平成13年度「市道大濠東油山線(笹丘1)道路改良工事」

(契約金額5,269万2,150円)

「土木工事設計標準歩掛」では、市場単価を採用する場合には施工規模に応じた加算率で加算することとなっているが、本件区画線工の積算において加算率の適用を誤って計上していた。

今後は、基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

区画線工の積算における加算率の適用については、積算基準に基づき適正な設計積算を行うよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。

4 南区役所

指摘事項

(1) 設計積算について注意を求めるもの

ア 平成13年度「柏原1丁目地内道路改良工事」

(契約金額1,777万4,400円)

プレキャストL型擁壁工の積算において、擁壁の単価は見積から決定していた

が、製品の長さを誤って設計計上していた。
今後は、十分注意し適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

設計積算時の精査チェックを徹底するよう職場研修を行い、周知徹底を図った。

5 城南区役所

指摘事項

(1) 設計積算について注意を求めるもの

ア 平成13年度「片江674号線道路改良工事」

(契約金額3,815万5,950円)

擁壁等基礎コンクリート工の設計積算において、コンクリートが構造物に直接接する部分には、型枠設置の必要がなかった。

今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

設計積算時の精査チェックを徹底するよう職場研修を行い、周知徹底を図った。

6 早良区役所

指摘事項

(1) 施工管理について注意を求めるもの

ア 平成14年度「単価契約 早良区管内道路維持修繕(照明灯)」

(契約金額145万3,440円)

「産業廃棄物処理に関する運用基準」では、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するための写真及び産業廃棄物処理確認票を、工事一件書類に添付しなければならないことになっているが、本修繕において生じた産業廃棄物扱いとなる照明灯器具においてなされていなかった。

今後は、基準に基づき行われたい。

(維持管理課)

【講じた措置】

照明灯修繕における産業廃棄物処理については「産業廃棄物処理に関する運用基準」に基づき確認を行うよう、所属職員に対し口頭指導を行い、周知徹底を図った。

7 西区役所

指摘事項

(1) 設計積算について注意を求めるもの

ア 平成12年度「姪浜商店街リフレッシュ事業買物広場整備工事」

(契約金額2,847万8,100円)

(ア) パーゴラ工の積算において、テント布はイベント等の催し期間のみ使用するものであるため、備品として別に発注すべきであった。

今後については、適正な事務処理を図られたい。

(イ) 円形側溝布設工は見積りの徴集によって積算されているが、布設工員数の単位を誤って計上していた。

今後は、十分注意し適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

(ア) 設計書の作成にあたり、設計時の判断はもちろん、精査時においても十分に検討を行い、適切に判断を実施するよう、課内会議等で所属職員に対し周知徹底を図った。

(イ) 設計書の作成にあたり、設計時のチェックはもちろん、精査時においても、

なお一層の精査を行い、適正な積算を実施するよう、課内会議等で所属職員に対し周知徹底を図った。

指摘事項

イ 平成13年度「西区県道周船寺有田線道路改良工事(2)(周船寺商店街リフレッシュ整備事業)」

(契約金額3,478万3,350円)

(ア) コンクリート構造物取壊し工の積算において、既設床版はトラッククレーンにより撤去したのち取壊すこととしていたが、現場内で架設のままで取壊しを行ったため撤去の必要がなかった。

今後は、施工状況を十分検討し、適正な設計積算を図られたい。

(イ) 車道上のプレキャスト床版及びグレーチング蓋の製品規格は道路構造令の規定等に基づいて選定されなければならないが、管理孔部のグレーチング蓋の選定において、設計自動車荷重の適用を誤っていた。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(今宿出張所土木課)

【講じた措置】

(ア) 指摘のとおり、施工状況を十分把握し適切な設計変更等で対処すべきであったもので、所属職員へ、今後、現場の状況を十分把握し適正な設計・積算に努めるよう、課内会議等で周知徹底を図った。

(イ) 今後は「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し、課内会議等で周知徹底を図った。

指摘事項

ウ 平成13年度「市道飯盛吉武線(西2幹)道路改良工事」

(契約金額3,689万700円)

重力式擁壁の構造については、天端の水路幅を主体として擁壁標準図から決定し設計されているが、擁壁を主体とすることにより断面を小さくすることができた。

今後は、十分検討され、経済的な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

設計時のチェックはもちろん、なお一層の精査を行い、経済的な設計積算を行うよう課内会議等で所属職員に対し周知徹底を図った。

指摘事項

(2) 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

ア 平成12年度「河原橋築造工事(下部工その1)」

(契約金額7,136万9,550円)

(ア) 「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算についての運用」では、イメージアップを行う場合は実施内容を設計図書に条件明示することとなっているが、本件工事ではなされていなかった。また、その実施状況を確認するための写真撮影も、なされていなかった。

今後は、基準を遵守し、適正な設計積算と請負者への指導の徹底を図られたい。

(イ) 橋台及び橋脚のコンクリート表面の景観を考慮した化粧型枠の計上において、化粧型枠工法に対する型枠費用の計上に、誤りがあった。

今後は、十分注意して、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

【講じた措置】

- (ア) 設計書作成にあたり、イメージアップをする場合は、確実に、実施内容を条件明示し、また請負業者にも指導・徹底するよう、課内会議等で所属職員に対し周知徹底を図った。
- (イ) 設計書の作成にあたり、設計時のチェックはもちろん、精査時においても、なお一層の精査を行い、適正な積算を実施するよう、課内会議等で所属職員に対し周知徹底を図った。

指摘事項

イ 平成13年度「西区県道福岡志摩前原線（災害危険箇所）道路改良工事」
（契約金額4,526万4,450円）

- (ア) 「労働安全衛生規則」では、高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するための安全帯を使用させることとなっているが、本工事の金網張作業において、これらを使用せず作業が行われていた。
今後は基準を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。
- (イ) 擁壁背面等の埋戻工における埋戻材については、購入の埋戻し用砂が設計計上されていたが、安価な真砂土での対処ができた。
今後は、十分注意され、経済的な設計積算を図られたい。

（今宿出張所土木課）

【講じた措置】

- (ア) 安全対策には日頃から十分、所属職員に注意するよう強く指導していたが、今後、さらに安全対策を徹底するよう課内会議等で所属職員に対し、周知徹底した。
- (イ) 今後は、経済的な設計積算を行うよう所属職員に対し課内会議等で周知徹底を図った。